

新2号・新3号認定を受けている又は過去に受けていた児童の保護者さま

幼児教育・保育の無償化の請求の期限について

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

これにより、私立幼稚園の預かり保育事業・一時預かり事業・認可外保育施設等を利用し、かつ保育の必要性の認定を受けた児童(新2号・新3号認定者)は申請により、利用料の補助(利用施設によって月額上限あり)を行っています。

この補助を受ける権利には、時効があります。**請求期限は施設等を利用した月の翌月1日から2年です。**(当日が市役所閉庁日の場合は翌開庁日。)(表1参照)

時効を迎えた後に利用料の補助を請求された場合、お支払いできません。時効前にまだ請求されていない月の請求書・領収証兼提供証明書(領収証と提供証明書が分かれている場合はそれぞれ1枚ずつ必要)を請求期限日までに宝塚市保育事業課に提出してください。

(表1)利用月と請求期限日の例

幼稚園預かり保育や認可外保育施設等の 利用期間	請求期限日
令和元年10月1日～31日	令和3年11月1日(月)
令和元年11月1日～30日	令和3年11月30日(火)
令和元年12月1日～31日	令和4年1月4日(火)

令和2年1月分以降は、上の表を参考に1か月ずつ足して確認してください。

■ 請求に必要なもの

- ① 請求書
- ② 領収証兼提供証明書(利用施設より受領されたもの。各月1枚必要となります。)

※古い様式で領収証と提供証明書が分かれているものは、各月それぞれ1枚ずつ必要となります。

■ 提出先と問い合わせ先

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1 宝塚市役所本庁 1階 保育事業課

電話:0797-77-2037

※サービスステーション及びサービスセンターでの受付はしていません。